

目次

【協議事項】

- (1) 五家荘地域への自家用有償旅客運送の導入について P 1～ 6
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の変更について P 7～12

【報告事項】

- (1) タクシーチケット・高速バス運賃割引事業について P 13～14
- (2) 「第4回八代市公共交通絵画コンクール」について P 15～17
- (3) JR各線のダイヤ改正による路線バスのダイヤ見直しについて P 18

※このページは空白です。

資料1

【協議事項1】

五家荘地域への自家用有償旅客運送の導入について

＜協議いただく内容＞

五家荘地域の住民の生活に必要な移動手段を確保するため、令和5年1月（予定）より（一社）五家荘地域プロジェクトを実施主体とする自家用有償旅客運送を導入します。

つきましては、国土交通省九州運輸局に対して道路運送法上の登録申請を行うため、運行内容等をご確認のうえ、同意いただくものです。

＜関係資料＞

- 資料1-1 自家用有償旅客運送の導入検討の経緯
- 資料1-2 八代市五家荘地域自家用有償旅客運送実施計画（案）

# 自家用有償旅客運送の導入検討の経緯

資料 1 - 1

- 令和3年1月 R2第4回交通会議にて、自家用有償旅客運送の導入に係る検討プロセスについて承認
- 令和3年3月・5月 住民ニーズ調査（抽出：アンケート）実施
- 令和3年5月 R3第1回交通会議にて、調査結果を基に交通事業者に対して住民ニーズに対応した交通の導入について提案を求める
- 令和3年6月～7月 県タクシー協会及び五家荘へ乗り入れているタクシー事業者3社へ個別に導入について意見聴取 → 反対意見等なし  
八代市タクシー事業者会会長に内容説明 → 改めて事業者会の中で提案を求めて頂く
- 令和3年7月31日 提案受付締切り → 提案なし
- 令和3年8月 住民ニーズ調査（全世帯：アンケート）
- 令和3年9月30日 五家荘地域振興会理事会にて、新たな交通の導入について概要説明
- 令和4年1月24日 R3第3回交通会議にて進捗を報告
- 令和4年5月26日 五家荘地域プロジェクト総会にて、地域の移動手段確保支援の取組みについて説明
- 令和4年6月24日 R4第1回交通会議にて進捗を報告
- 令和4年7月12日 五家荘地域プロジェクト理事会にて、コースの検討方法、住民への説明資料等について協議
- 令和4年8月30日 五家荘地域プロジェクト理事会にて、準備状況の報告、実証運行等について協議
- 令和4年10月～ 近隣自治体及び近隣の交通事業者への説明及び協議 → 反対意見等なし

## 運行事業者の選定について

検討プロセス（次頁参照）に基づき、八代市が運行主体となる自家用有償旅客運送の導入（交通事業者等への委託）を検討したが、以下のことから委託が困難であったため、運行事業者を（一社）五家荘地域プロジェクトとする。

- 特定の交通事業者による展開が難しい（乗用事業の営業エリアが3方面に及ぶ）
- 現状の予算規模では運行が継続できない（配車コストが大きい）

# 自家用有償旅客運送の導入に係る検討プロセスについて

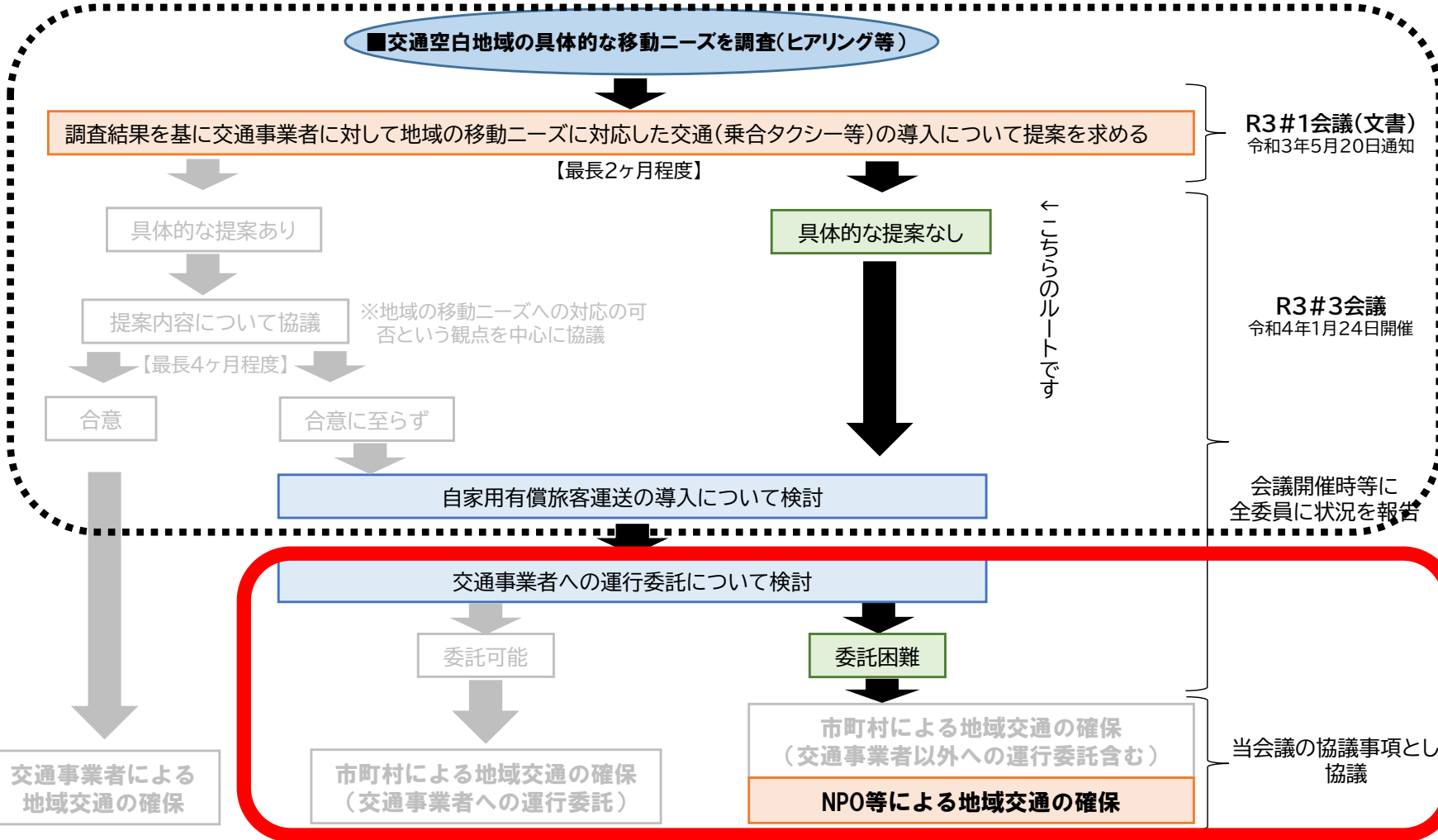
- 五家荘地域においては、タクシーチケット割引補助金による移動手段確保の支援を実施しているが、今後、自家用有償運送(白ナンバー車両)による移動手段確保を検討すること考えられる。
- 国土交通省が示す「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」(平成30年3月30日付)における検討プロセスを基に各交通事業者に対し地域ニーズに対応した交通手段の提供について提案や対応の可否を投げかけたうえで、交通事業者では対応できないと判断したときに自家用有償旅客運送の導入について具体的な検討や当会議での協議を行うこととしたい。

**R2#4会議の報告内容**  
 ・左図のプロセスで五家荘地域への自家用有償旅客運送の導入について検討することをご報告

**R3#1会議の報告範囲**  
 ・交通事業者に対し交通の導入について提案を求めました(R3.7.30期限)

**R3#3会議の報告範囲**  
 ・交通事業者から具体的な提案がなく、事務局にて自家用有償旅客運送の導入について検討中であることをご報告

**R4#1会議の報告範囲**  
 ・具体的な運行内容を固めるために、住民説明会の開催について調整中であることをご報告



**今回会議の協議内容**  
**運行内容及び国への登録申請について**

※『自家用有償旅客運送ハンドブック』国土交通省自動車局旅客課(令和元年12月改定)を基に事務局で作成

# (参考) 五家荘地域の位置等について

資料 1 - 1



図1. 泉・五家荘ロードマップより一部転載



図2. 出典：五家荘ねっと  
[http://goka.sakura.ne.jp/goka/kankou/map\\_2.html](http://goka.sakura.ne.jp/goka/kankou/map_2.html)

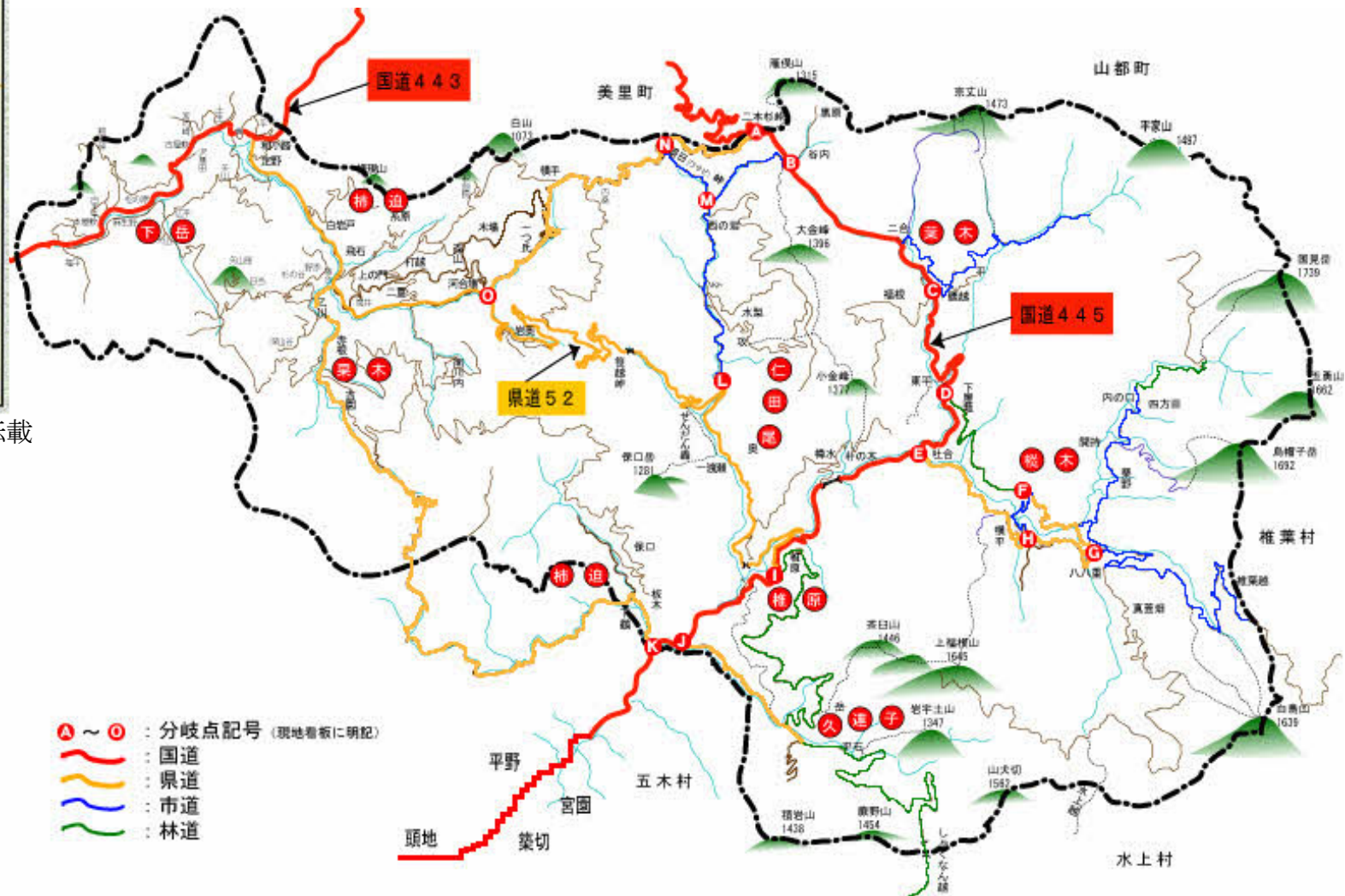


図3. 出典：五家荘ねっと  
[http://goka.sakura.ne.jp/goka/kankou/map\\_2.html](http://goka.sakura.ne.jp/goka/kankou/map_2.html)

八代市五家荘地域自家用有償旅客運送実施計画（案）

運行事業者 (実施主体)	一般社団法人五家荘地域プロジェクト									
運行形態	事業の種類（許認可区分）：自家用有償旅客運送（登録） －交通空白地有償運送（運行する区域を定めるもの） （道路運送法第78条、道路運送法施行規則第51条の一）									
運行区域	八代市泉町五家荘地域全域を運行区域とする <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">地域名</th> <th>運行区域（対象範囲）</th> </tr> <tr> <td>五家荘地域</td> <td>西の岩・黒原、久連子、椎原、小原、下樅木 上樅木、板木、保口、葉木、朴の木</td> </tr> </table> <p>※バス停・駅・病院・店舗等を区域外の乗降場所（目的地）とする →乗り入れる自治体の担当者及び交通事業者へ事前に説明し、了承済</p>	地域名	運行区域（対象範囲）	五家荘地域	西の岩・黒原、久連子、椎原、小原、下樅木 上樅木、板木、保口、葉木、朴の木					
地域名	運行区域（対象範囲）									
五家荘地域	西の岩・黒原、久連子、椎原、小原、下樅木 上樅木、板木、保口、葉木、朴の木									
運行方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予約があった時のみ運行し、予約に応じて運行ルートを設定する</li> <li>・区域内はフリー乗降</li> <li>・区域外への運行は、行先を以下の3方面に分け、1運行日につき1方面の運行とする <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 八代市・氷川町方面</li> <li>2. 五木村・人吉市方面</li> <li>3. 美里町・甲佐町方面</li> </ol> </li> </ul>									
運行日 運休日 運行便数 運行時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行日：月曜日から金曜日までの週5日 ※運行事業者にて月ごとに各方面の運行スケジュールを定める</li> <li>・運休日：12月29日～1月4日（7日間）</li> <li>・運行便数：区域外 1日2便（上り1便、下り1便）</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="3">運行時間帯（区域外）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>上り（午前）</th> <th>下り（午後）</th> </tr> <tr> <td>1便 目安</td> <td>区域内 → 区域外 9時頃目的地着</td> <td>区域外 → 区域内 13時頃目的地発</td> </tr> </table>	運行時間帯（区域外）				上り（午前）	下り（午後）	1便 目安	区域内 → 区域外 9時頃目的地着	区域外 → 区域内 13時頃目的地発
運行時間帯（区域外）										
	上り（午前）	下り（午後）								
1便 目安	区域内 → 区域外 9時頃目的地着	区域外 → 区域内 13時頃目的地発								

利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前予約制（行き予約時に帰りの予約も可能）</li> <li>・予約の受付は運行事業者が行う ※受付時間は運行日の前日正午まで</li> </ul>
旅客の範囲	旅客の範囲に制限は設けない
使用する自動車	<p>運行事業者が使用権原を有している※自家用自動車</p> <p>※車両の故障・定員オーバーによる追走等の場合には、個人やその他企業等が使用者となる車両（以下、「持込み車両」）の使用も想定される。持込み車両を使用する場合は、運行事業者がその車両の使用権原を有している必要があるため、使用者と使用承諾書等を交わした上で使用する。</p>
運行管理 整備管理 の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理責任者及び整備管理責任者を選任する</li> <li>・運行管理・整備に係る指揮命令系統及び事故処理連絡体制を構築する</li> </ul>
運転者の 資格要件	<p>運転者として、次のいずれかの要件を満たした者を選任する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2種運転免許保有者</li> <li>2. 1種運転免許保有※+交通空白地有償運送等運転者講習受講者</li> </ol> <p>※当該効力が、運転者として選任される日から遡って2年以内に停止された者を除く。</p>
旅客から收受 する対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内：定額制 1回250円</li> <li>・地域外：定額制 1回1,000円</li> </ul>
運行開始 予定日	令和5年1月5日（木）から

【参考】区域外の乗降場所候補

乗降場所候補一覧	
八代市・氷川町方面	<p>【買物】コスモス、ダイレックス、アーバン、ありさ、ゆめマート など</p> <p>【病院】武内外科胃腸科、熊本総合病院、よかと整形外科、荒木皮膚科、福田外科、松ヶ枝歯科、労災病院、山田歯科、松村眼科 など</p> <p>【交通結節点】種山バス停、JR 有佐駅</p> <p>【その他】JA よりそいプラザ、八代市泉支所</p>
五木村・人吉市方面	<p>【買物】ナフコ、イスミ、ロッキー、鮮ど市場 など</p> <p>【病院】武末歯科、たけだ眼科、堤病院、外山胃腸病院、人吉総合病院 など</p> <p>【交通結節点】頭地バス停、JR・くま川鉄道人吉駅</p>
美里町・甲佐町方面	<p>【買物】コスモス、ナフコ、マルエイ、アタックス、コメリなど</p> <p>【病院】南部歯科、宇城総合病院、清村歯科、うきクリニック、谷田病院、甲佐眼科クリニック、桃崎整形外科 など</p> <p>【交通結節点】佐俣の湯バス停、甲佐町役場前バス停</p>

【参考】実証運行チラシ

# ごかくるま 実証運行スタート

**実証運行の内容**

- ・五家荘地域にお住まいの方を対象に、予約制送迎車「ごかくるま」を運行します
- ・利用希望者を把握し、ご自宅から行きたい場所までの送迎が可能か確認・調整を行います

**運行期間** 令和4年11月7日から12月28日（平日のみ）

**対象者** 五家荘地域にお住まいで利用者登録をいただいた方

**予約時間** 運行前日の正午まで

**運賃** 無料

**車両** 日産セレナ（8人乗り）

**運行事業者** 五家荘地域プロジェクト

**利用者登録・予約電話番号**

■■■■■■■■■■（中石）

■■■■■■■■■■（炭）

**【ご利用方法】**

帰日も併せてご予約ください

**【運行ルート】**

五家荘地域

- 八代方面
- 人吉方面
- 美里方面

いずれかのコース1日1往復

駅などへ直接送迎

**【運行イメージ】**



資料2

【協議事項2】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の変更について

＜協議いただく内容＞

令和4年9月28日付けで国から認定された当該計画（地域内フィーダー系統※に係るもの）について、変更の届出を行うにあたり、変更内容について地域公共交通会議にて協議を調える必要があるため、記載内容について同意をいただくものです。

協議事項1にてご協議いただいた自家用有償旅客運送について、国の登録が実施されることを前提として、新たに補助対象系統とするものです。なお、国からの指摘事項への対応は事務局へご一任ください。

※一般には幹線（地域間幹線バス系統や鉄道など）と接続し、地域内の移動を支える支線の役割を担うバスや乗合タクシーなどを指しますが、狭義では、「地域公共交通確保維持改善事業」の対象となる地域内のバス交通・デマンド交通等を示します。

＜関係資料＞

○資料2 変更届出書、地域公共交通計画別紙、添付資料（表1）

陸上交通様式第1（日本工業規格A列4番）

令和4年 月 日

八公交第 号  
令和 年 月 日

（名称）八代市地域公共交通会議

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 八代市地域公共交通会議  
住 所 熊本県八代市松江城町1-25  
会長 福島 誠治

地域公共交通計画変更届出書

令和4年9月28日付け国総地第46号で国土交通大臣より認定された生活交通確保維持改善計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日  
令和5年1月5日
- 変更箇所  
別紙計画 1、2（1）、2（2）、18、19、表1
- 変更理由  
申請番号8 ごかぐるまの区域運行を新規に開始するため

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。  
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

八代市は、国道3号、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道が南北に走り、九州新幹線、JR鹿兒島本線、肥薩おれんじ鉄道の各駅、さらには国際旅客船拠点形成港湾に指定された八代港を有するなど南九州における交通の要衝となっている。

市域を運行するバス路線は、市内の主要施設を結ぶ路線、本市と他市町を結ぶ路線、市街地を循環する路線があり、それらと中山間地等で運行している乗合タクシーが鉄道駅や各地域の主要バス停などを交通結節点としてネットワークを形成している。

このことにより、市街地内はもちろん、中山間地等からでも市街地に立地する病院、大型ショッピングセンター及び学校等への移動が可能となっており、市民の日常生活に必要なものとして機能している。

しかしながら、人口減少や自家用車の普及、さらにコロナ禍により、本市の公共交通機関の利用者は減少し、収支悪化による財政負担の増加など様々な問題が発生している。

申請する7-8系統は、路線再編により廃止となった路線バス4系統（東町線、産島線、平和町線、大門瀬線の一部）から乗合タクシーへ移行した系統、地方運輸局長等が指定する交通不便地域を含めた地域を運行する系統及び利用状況等を勘案し路線定期運行から区域運行へと運行形態を変更した系統、バス・タクシー事業者による輸送サービスが困難な交通空白地域を運行する系統（自家用有償旅客運送）である。

今後も買い物や通院、通学など日常生活の様々な外出時の移動手段として、地域内や地域間を移動しやすい公共交通ネットワークを維持するという観点から地域公共交通確保維持事業を活用する必要性は高い。

交通不便地域等の移動ニーズに柔軟に対応しつつ、利便性を維持するためにも地域公共交通確保維持事業を活用し当該7-8系統を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

八代市地域公共交通再編実施計画により路線バスから乗合タクシーへ移行した5系統は、系統毎の輸送人員の目標値とする。  
 令和2年10月より運行を開始した鏡町線及び令和4年4月より運行を開始した高田線については当面稼働率(注1)を目標値とする。

	(現況値)	(R5年度)	(R6年度)	(R7年度)
【東町線】	1,133人/年	1,133人/年	1,133人/年	1,133人/年
【産島線】	2,140人/年	2,140人/年	2,140人/年	2,140人/年
【平和町線】	4,967人/年	4,967人/年	4,967人/年	4,967人/年
【日奈久～坂本線】	1,778人/年	1,778人/年	1,778人/年	1,778人/年
【鏡町線】	19.7%	40%/年	50%/年	50%/年
【高田線】	21.8%	30%/年	40%/年	50%/年
【ごかくるま】	—	30%/年	40%/年	50%/年

※現況値は 令和2年10月～令和3年9月の実績値(平和町線は右廻り左廻りの合計)  
 高田線のみ 令和4年4月～令和4年5月の実績値  
ごかくるまは、新規路線であるため現況値なし

令和5年度以降の輸送人員の目標値については、沿線の人口減少、コロナ禍による利用者の出控え及び事業実施主体の利用促進策が実施困難なものがあること等を踏まえ、現状維持を目標とする。  
 鏡町線においては、令和6年度までに稼働率を50%とすることを目標とする。  
 高田線、ごかくるまにおいては、令和7年度までに稼働率を50%とすることを目標とする。

(注1)稼働率：設定されている便数に対する、予約があつて実際に運行された便数の割合

**(2) 事業の効果**

2. (1)の7,8系統を維持することにより、集落の高齢者及び、小学校のスクールバス代わりに利用する児童等の日常生活に必要な移動手段が確保される。  
 また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながることが期待される。

**3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体**

○利便性向上に向けた運行サービスの見直し  
 ①運行ルートの見直し②運行便数・ダイヤの見直し③市民等からの意見収集(市、交通事業者、市民)  
 ○情報提供の充実  
 ①公共交通マップ、総合時刻表の継続的な改訂②乗継情報の充実(市、交通事業者)  
 ○利用促進  
 ①利用促進イベントの開催②モビリティ・マネジメントの実施③出前講座の実施(市、交通事業者)  
 ※地域公共交通計画の該当箇所を抜粋した資料を添付

**4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者**

「表1」を添付

**5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、八代市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

**6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法**

- ・毎月運行実績報告において利用者数・稼働率の集計
- ・利用者アンケート
- ・収支状況及び公共交通の維持に係る公的負担額についての精査

**7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要**  
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

**8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧**  
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

**9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項**  
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

**10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要**  
【地域内フィーダー系統のみ】

「表5」を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし

(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年5月12日（平成21年度第1回） 協議会設立</li> <li>・令和2年7月1日（令和2年度第1回） 生活交通確保維持改善計画の認定申請について協議が調う</li> <li>・令和2年9月11日（令和2年度第3回）文書協議 生活交通確保維持改善計画の変更について協議が調う</li> <li>・令和3年5月20日（令和3年度第1回）文書協議 生活交通確保維持改善計画（地域公共交通計画）の認定申請及び鏡町線の見直しについて協議が調う</li> <li>・令和4年1月24日（令和3年度第3回） 平和町線の見直し及び地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について協議が調う</li> <li>・令和4年3月16日（令和3年度第4回）文書協議 地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更（高田線の追加）について協議が調う</li> <li>・令和4年6月24日（令和4年度第1回） 地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請及び鏡町線の見直しについて協議が調う</li> <li>・<span style="color: red;">令和4年11月21日（令和4年度第3回）</span> <span style="color: red;">五家荘地域への自家用有償旅客運送導入及び地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について協議</span></li> </ul>

## 19. 利用者等の意見の反映状況

- ・地域公共交通会議のメンバーとして八代市校長会、市民団体及び住民の代表者に参画いただき、広く意見を募っている。
- ・市民を対象とした郵送によるアンケート調査を実施した。
- ・八代市MM推進事業として、市内の高等学校、企業、市外からの転入者、バス路線から乗合タクシーへ移行する地区の周辺住民を対象とした調査を実施した。  
その結果、東町線、産島線、平和町線、日奈久～坂本線に関する公共交通の存続や、病院や商店、鉄道駅との接続に関する意見等が多かったため、それらを反映した交通網を維持することとしている。
- ・タクシー事業者が撤退した鏡町において、その代替となる交通手段の確保について要望があり、全世帯へのアンケート調査を実施し、その結果及び町内各地区の意見を反映した新規路線を導入した。
- ・令和2年10月地域公共交通会議における協議を経て、八代市地域公共交通計画を策定した。
- ・平和町線の見直しに係る地域を対象として利用希望等のアンケート調査を実施した。
- ・ごかぐるまの導入に係る利用希望等のアンケート調査を実施した。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 熊本県八代市松江城町 1-25

(所 属) 八代市総務企画部企画政策課

(氏 名) 平 秋真

(電 話) 0965-33-4104

(e-mail) syu-hzw@city.yatsushiro.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
八代市	(有)神園交通	(1) 東町線		東町地区 古籠地区		往 km 復 km	286日	800.0回			区域運行	①	八代駅で補助対象 地域間幹線系統田 浦線と接続	③
	(有)昭和タクシー	(2) 産島線		産島地区 大島地区 郡築地区		往 km 復 km	337日	1415.0回			区域運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(3) 平和町線(右回り)	ゆめタウ ン八代	弥次分校 前	ゆめタウ ン八代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回			路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(4) 平和町線(左回り)	ゆめタウ ン八代	南平和町	ゆめタウ ン八代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回			路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)神園交通 (有)西田交通 (有)大和タクシー	(5) 日奈久～坂本線		日奈久地区 二見地区 坂本地区		往 km 復 km	348日	1,183.0回			区域運行	②(2)	日奈久温泉駅で地域間 交通ネットワーク肥薩お れんじ鉄道と接続	③
	(株)八代タクシー (有)千丁タクシー	(6) 鏡町線		文政地区 鏡地区 有佐地区		往 km 復 km	251日	501.0回			区域運行	②(2)	有佐駅で地域間交 通ネットワークJR鹿 児島本線と接続	③
	(有)神園交通	(7) 高田線		高田地区 麦島地区		往 km 復 km	146日	292.0回			区域運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(一社)五家荘地域プロジェクト	(8) ごかぐるま		五家荘地 区		往 km 復 km	58日	116回			区域運行	②(1)	有佐駅で地域間交 通ネットワークJR鹿 児島本線と接続	①

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

## 【報告事項1】 タクシーチケット・高速バス運賃割引事業について

資料3-1

## 目的

コロナ禍における市民や観光客の移動需要の喚起と外出意欲を高めるとともに、地域経済の活性化、さらには、交通事業者に対する経営支援を図るため、交通事業者が実施する『タクシーチケット割引事業』及び『高速バス運賃割引事業』に対する補助を実施。

## 事業概要

## 1. タクシーチケット割引事業

市内のタクシー全8社で利用できる、額面5,000円分のタクシーチケットを、八代市タクシー事業者会において3,000円で販売を行うもの。

【割引内容】 額面5,000円(500円×10枚綴)の  
チケットを**3,000円で販売**

【販売数】 5,000冊 ※1人2冊まで購入可

【販売窓口】 各タクシー事業者、商工会議所、商工会

【事業期間】 令和4年10月～令和5年2月

11月14日時点での販売実績 ▶ 約4,000冊

## 2. 高速バス運賃割引事業

熊本空港や運転免許センターと、本市を結ぶ高速バス『すーぱーばんぺいゆ』の大人運賃を対象に、1運行当たり500円の割引を行うもの。

【割引内容】 大人片道乗車券1回の利用につき、  
**500円割引で販売**

※市域内停留所間の利用分は割引対象外

【割引数】 乗車券等 10,000枚分

【事業期間】 令和4年11月～令和5年2月 ※予定数に達した時点で終了

11月14日時点での割引実績 ▶ 約7,300枚

## 【報告事項1】 タクシーチケット・高速バス運賃割引事業について

参考資料（3-1）

## &lt;タクシーとく得チケットチラシ&gt;

地域への応援企画

タクシーの

# とく得チケット作戦

期間限定  
令和4年10月10日(月)～令和5年2月28日(火)迄

¥3,000の購入で  
タクシー乗車券(1枚¥500)が10枚買える。

なんと、なんと!!

# ¥5,000分

5000冊限定!  
お一人様2冊まで

のタクシーが使える!!

## お得な企画がはじまる!

- ※ チケット販売枚数には限りがございます。(追加発行無し)
- ※ 現金での購入の方に限らせて頂きます。
- ※ チケットご購入時に、ご住所・氏名など記録させて頂きます。
- ※ お一人様2冊まで、ご購入頂けます。
- ※ チケット販売、及びご利用可能期間を、令和4年10月10日より、令和5年2月28日と致します。
- ※ 購入されたチケットの質戻しは出来ません。
- ※ チケットご利用時の不足分は現金でお願いします。
- ※ チケットでの障害者割引は適用外となります。

とく得チケットの販売 お問い合わせ

熊本県タクシー協会 八代支部	神園交通	32-2121	昭和タクシー	35-4181	
親和タクシー	千丁タクシー	33-1139	46-0009	中央タクシー	33-2166
西田交通	八代タクシー	32-1414	32-7151	大和タクシー	31-1234
八代商工会議所	32-6191	八代市商工会	52-8111		

## &lt;すーぱーばんぺいゆ号キャンペーンチラシ&gt;

期間限定  
すーぱーばんぺいゆ号  
利用促進! 特別割引キャンペーン

販売期間 2022年11月1日～  
販売開始 ~ 予定枚数に達し次第終了  
(予定枚数に達しない場合でも令和5年2月28日にて販売、特別割引終了)

八代⇄阿蘇くまもと空港	八代⇄免許センター
片道 2,300円 → 1,800円	片道 2,600円 → 2,100円
往復 4,200円 → 3,200円	往復 4,600円 → 3,600円

回数券(4枚綴り) 8,200円 → 6,200円

※ 購入いただいた割引チケットはいつでもお使いいただけます。有効期限はありません。  
※ 身障者割引、小児運賃など既に割引が適用されている運賃、八代市内東降運賃は対象外です。  
※ キャンペーン期間中にご購入の各券種は、返金及び払い戻しは出来ませんのでご注意ください。

・前売り販売場所・ ※当日券は車内でも購入いただけます。

神園交通 本社事務所 八代市松江本町 5-39  
(平日9時～17時)  
お問合せ: 0965-33-2122 (事務所)

神園交通 バス営業所 八代市新港町 2-2-2  
(平日8時～11時・16時～18時)  
お問合せ: 070-4781-8613

神園交通  
KAMIZONO KOTSU





## 【報告事項2】 「第4回八代市公共交通絵画コンクール」について

資料3-2

## 【本コンクールの概要】

- 市内の児童に地域公共交通に対する親しみ・興味・関心を持ってもらい、将来にわたって積極的に公共交通を利用してもらうことを目的に、児童の夏休み期間を利用して作品を募集
- 募集作品は、市内を運行する路線バス・市街地循環バスを題材としたもの

## 【入選作品の選定】

- 8つの小学校から合計39作品(低学年の部(1～3年生):25作品、高学年の部(4～6年生):14作品)が応募
- 10月19日に開催した本コンクール審査委員会において、低学年の部・高学年の部から最優秀賞1点、優秀賞2点をそれぞれ選定

## 【表彰等】

- 入選者には、表彰状と副賞(くまモンのICカード(提供:産交バス様))を12月中旬に贈呈する予定
- このほか、応募者には参加賞を贈呈する予定

## 【応募作品の取り扱い】

- 今回応募のあった全作品については、産交バス様のご協力のもと、市街地循環バス車内に掲示(12月末から3月末まで)させていただきます、公共交通の利用促進を図る



【報告事項2】 「第4回八代市公共交通絵画コンクール」 について

資料3-2

入選作品の紹介「低学年の部」



最優秀賞  
八千把小学校3年生



優秀賞  
郡築小学校2年生



優秀賞  
八千把小学校2年生

入選作品の紹介「高学年の部」



最優秀賞  
鏡小学校4年生



優秀賞  
八千把小学校5年生



優秀賞  
八千把小学校4年生

**【報告事項3】 JR各線のダイヤ改正による路線バスのダイヤ見直しについて**

資料3-3

○令和4年9月23日にJR各線のダイヤ改正が行われましたが、改正の内容を踏まえ、産交バス株式会社と協議を行った結果、乗り継ぎには影響がないものと判断し、路線バスのダイヤ見直しは行わないこととしました。

〔令和4年度 第1回八代市地域公共交通会議〕資料3 抜粋

**【協議事項3】 JR各線のダイヤ改正による路線バスのダイヤ見直しについて**

○九州旅客鉄道株式会社が令和4年9月23日（金）に新幹線・在来線（以下、「JR各線」という。）のダイヤ改正を予定されています。  
ダイヤ改正により、「JR各線」と路線バスの乗り継ぎに影響が生じる場合には、利用者の利便性の確保を目的に路線バスの運行ダイヤを見直したいと考えております。

※新幹線を含め、八代発着の便数に変更はない見込みですが、ダイヤの見直しが予定されています。

※JR各線のダイヤ改正の確定は、8月中旬頃の見込みです。

※乗り継ぎに影響がない場合は、見直しを行いません。

○「JR各線」のダイヤ改正から速やかに路線バスのダイヤ見直しを実施するために、内容の調整は事務局と産交バス株式会社に一任を頂ければと存じます。

○なお、委員の皆様には、見直しを行った場合、後日ご報告差し上げるとともに、利用者への円滑な周知（バス車内の時刻表配布等）を実施してまいります。